

処 分 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名 :	道路交通法
根 抱 条 項 :	第75条の2第1項
処 分 の 概 要 :	最高速度違反行為の指示に係る自動車の使用制限命令
原権者（委任先） :	東京都公安委員会
法 令 の 定 め :	<ul style="list-style-type: none"><input type="radio"/> 道路交通法 第75条の2第1項（自動車の指示に係る使用制限命令）<input type="radio"/> 道路交通法施行令 第26条の7第1項（自動車の使用制限の基準）
処 分 基 準 :	別紙「最高速度違反行為の指示に係る自動車の使用制限命令の処分量定の基準」のとおり
問 合 せ 先 :	交通部交通執行課交通執行第2係（電話03-3581-4321 内線51145）
備 考 :	

別紙

最高速度違反行為の指示に係る自動車の使用制限命令の処分量定の基準

1 処分量定

使用制限の期間の基本量定については、最高速度違反行為累計点数により評価し、原則として、別表1の「処分量定の基準」に定める前歴の回数及び点数に達した場合に、それに応じた欄に該当する期間とする。

2 処分の軽減

次に掲げる事情がある場合であって、当該自動車の使用の本拠における自動車の運行管理に顕著な改善があると認められるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を短縮することにより処分を軽減することができるものとする。

なお、処分の軽減を行う場合にあっては、違反行為の内容及び被処分者に自動車を使用させることの危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分を軽減することとし、同一条件にある被処分者に対し不公平な取扱いにならないこと等について配慮すること。

(1) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

(2) 下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限の前歴の回数がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため、事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(3) その他情状酌量すべき事情がある場合

3 処分が競合する場合等における取扱い

(1) 下命・容認に係る使用制限と指示に係る使用制限が競合する場合

同一の自動車に係る同一に違反行為について、下命・容認に係る使用制限の要件と指示に係る使用制限の要件の両方を同時に満たすときは、軽減前の量定が最も重いこととなる要件に従って処分するものとする。

(2) 処分中に当該処分に係る違反行為が行われた場合

下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限の期間中であるにもかかわらず、当該処分に係る車両の使用者が当該処分に係る車両を運転者に運転させ、当該運転者が当該処分に係る違反行為をし、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限の要件を満たすこととなった場合には、これらの規定による処分は、当初の使用制限の期間が満了した後に執行するものとする。

別表1 処分量定の基準

前歴の回数	最高速度違反行為累計点数 車種別	処分量定の基準			
		2点又は3点	4点又は5点	6点から8点	9点以上
なし	大型車等			30日	45日
	普通車			20日	30日
	二輪車等			10日	15日
1回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
2回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
3以上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日